

ISSUE BRIEF

米国の電子政府法

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 423(JUNE 16.2003)

目次

はじめに

問題の所在

大統領府による電子政府の推進

1 方針

2 電子政府イニシアチブ

法律の制定

1 法案の審議

2 法律の施行

法律の概要

1 法律の特色

2 各編の概要

おわりに

(付) 電子政府法 条文目次

海外立法情報調査室

ひらの みえこ
(平野 美恵子)

調査と情報

第 4 2 3 号

はじめに

米国の電子政府法は、2002年12月17日にブッシュ大統領の署名を受けて成立し、2003年4月17日に施行された。大統領は、署名に際して発表したステートメント¹のなかで、この法律を「市民中心、成果志向、市場ベースの連邦政府の実現という、2002年7月10日に私がまとめた行政運営改革の原則²に従うもの」と述べている。

連邦議会上院に法案が提出されたのは、2001年5月1日、下院に提出されたのは同7月11日のことであった。これらの法案は、その構成と内容にほとんど相違点がなく、連邦最高情報責任者を置くこと、各種プロジェクトと技術革新を支援するための電子政府基金を設立すること、オンライン・ナショナル・ライブラリーを開設すること、連邦の裁判所の判決録等をオンラインで提供することを主な内容とした。

当時、大統領府も、クリントン政権から引継がれた電子政府関係の遺産を行政運営改革の視点から見直し、その戦略と体制を立て直す必要に迫られていた。2001年6月14日、ブッシュ大統領は、大統領府行政管理予算庁に新たに電子政府・情報技術担当次席次官の官職を設けて、ユニシス副社長（電子政府担当）で、かつて上院の政府問題委員会で多数党専門スタッフを務めたマーク・フォーマン³を任命し、電子政府の推進を委ねた。

本稿は、わが国よりも一歩先を行く米国の電子政府法の特色と概要を、大統領府による電子政府の推進を踏まえて紹介するものである。

問題の所在

クリントン政権のもとで、電子政府の構築に必要な情報技術管理関係の法整備は大いに進捗した。しかし、ブッシュ政権が発足した当時、行政機関には、次のような問題があった。

まず第一の問題は、行政機関による法律の遵守状況にあった。2000年10月、上院の政府問題委員会トンプソン委員長(共和党)が、情報技術管理改革法⁴の遵守状況を調査した結果、24の行政機関中、17機関に情報技術関係の設備投資計画の要件に不履行が認められるなど、憂慮すべき状態にあることが判明した⁵。

第二に、電子政府の推進体制に問題があった。当時、連邦政府には電子政府関連の政策を所管する部署がなく、また1996年に設置された最高情報責任者協議会には、その運営を主

¹ “President signs E-Government Act”. ホワイトハウスのホームページ
<<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/12/20021217-5.html>>

² 大統領から行政機関の長に宛てたメモ。“Electronic Government’s role in implementing the President’s Management Agenda.” ホワイトハウスのホームページ
<<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/07/20020710-6.html>>

³ “Biographical sketch - Mark Forman.” ホワイトハウスのホームページ
<<http://www.whitehouse.gov/government/forman-bio.html>>

⁴ 一般にクリンガー・コーエン法(Clinger-Cohen Act of 1996)として知られる。

⁵ 連邦議会上院政府問題委員会ホームページ<http://govt-aff.senate.gov/102000_press.htm>

導すべき連邦政府の最高情報責任者が欠けていた。

第三の問題は、行政機関による情報技術の導入と使用のあり方にあった。大統領府は、2001年7月に行政運営改革の方針書ともいべき「大統領のマネージメント・アジェンダ (President's management agenda)⁶」を発表し、「電子政府の推進」を連邦政府全体で取り組むべき5つの課題のひとつとして取上げた⁷。この分野の問題点として指摘されたのは、民間部門の生産性を40%も向上させた情報技術の導入が、情報技術分野における世界最大の消費者である連邦政府に、その投資額⁸に見合った労働生産性の向上をもたらしていないという事実であり、その原因は次の4点に求められるとした。

- ◆ 行政機関は、市民ではなく行政機関のニーズによって情報システムを評価している。
- ◆ 行政機関は、情報技術を現行業務の自動化に使用するだけで、新しい、より効率的な解決策(ソリューション)を開拓しようとしなない。
- ◆ 情報技術の導入は、時代遅れの官僚制度を改革する好機であるが、行政機関はそれをしばしば脅威として捉え、使命を終えた命令系統の維持に無駄な投資を行なっている。
- ◆ 行政機関の多くは、他の機関の情報システムとの相互運用をあまり考慮してこなかった。その結果、情報を紙にプリントアウトしては郵便又はファックスで送付している。

大統領府による電子政府の推進

1 方針

「大統領のマネージメント・アジェンダ」では、前項に記した第三の問題点を電子政府の推進の突破口として捉え、電子調達、電子署名のような行政機関横断型のプロジェクトに対する支援を基本方針に据えた。また、予算のプロセスをとおして行政機関に一層効果的な投資計画の作成を促すこと、及び連邦職員によるタスクフォースを組織し、成果が広範囲に及ぶ電子政府プロジェクトの特定と、電子政府の阻害要因の特定を行なうこととした。

タスクフォースには、以上の課題に加えて、(1)ワン・ストップ・サービスの実現、(2)企業の報告義務の負担軽減、(3)連邦政府と、州・地方・部族⁹の政府との情報共有の迅速化と利便性の向上、(4)連邦機関における内部コスト削減を目的とする内部処理の自動化、に関する検討を指示した。なお、タスクフォースを支援する目的で、行政機関を横断する電子政府プロジェクトに2002会計年度に2000万ドル(2002-2004会計年度の3カ年に総額1億ドル以上)の歳出予算化を提示した。

⁶行政管理予算庁のホームページ<http://www.whitehouse.gov/omb/budintegration/pma_index.html>

⁷ 残る4課題は、「人的資源の戦略的運用」、「競争的な資源配分」、「財務管理の向上」、「成果重視の予算」

⁸ 2002年度に450億ドルの予算を計上した。

⁹ 「部族政府」とは、(A)インディアンの部族、団体、国家... (中略) ...、(B)アラスカ先住民権益措置法に従い設置されたアラスカ先住民の地域的公共団体又は村落公共団体をいう。(第101条(a)項により追加された合衆国法典第44編第3601条(8)号の定義から抜粋)

これとは別に、連邦政府として取り組むべきウェブ関連の課題として、連邦インターネット・ポータル FirstGov.gov の整備、連邦の公開鍵基盤(PKI)の開発、2万5000ドル以上の政府調達に使用するポータル FedBizOpps.gov の2002年末までの開設などを掲げた。

以上に述べた行政機関横断型のプロジェクトと連邦政府のウェブ関連の課題を実行することにより、電話、対面型窓口、ウェブのいずれの方法によっても高度な顧客サービスが提供でき、政府との取引で経費と問題が減少し、政府の経常的支出を削減し、市民による連邦政府のサービスへのアクセスを迅速化し、障害者によるアクセスの増加をもたらし、政府の透明性と説明責任を強化する、などの成果が期待できるとした。

2 電子政府イニシアチブ

2001年7月18日、行政管理予算庁は、「大統領のマネージメント・アジェンダ」に基づき80余名の連邦職員からなるタスクフォースを組織した。10月3日、そこでの検討結果を踏まえて行政機関を横断する23の電子政府イニシアチブ¹⁰の実施を決定し、2002年2月から実行に移した。

その後1年間の活動を報告した「電子政府戦略(E-Government strategy)¹¹」は、次の二点で電子政府を推進したとし、また25の電子政府イニシアチブのうち22は、成功の可能性がかなり高いと記している。

- ◆ 行政機関内部の情報技術関係の投資を合理化するためのe-ビジネスの導入
- ◆ 行政機関横断型の電子政府イニシアチブ関係の投資の4類型¹²(表1参照)への統合化

表1 電子政府イニシアチブの4類型

類型(ポートフォリオ)	目的	代表例*
G2C(政府から市民に)	ワンストップ・サービス	Recreation one-stop (内務省)
G2B(政府から企業に)	企業負担の軽減。ワンストップ・サービス。XMLを使用したデジタル通信	One-stop business compliance (中小企業局)
G2G(政府から政府に)	連邦政府と、州、地方の政府との間の情報共有	Disaster Management (連邦緊急事態管理庁)
IEE(政府内部の効率と効果)	内部処理を合理化してコストを削減	E-Training (人事管理庁)
E-Authentication(電子認証)	民間企業、市民、政府の負担の軽減	全連邦機関共通の身元確認システム ¹³ を構築(共通役務庁)

*代表例のもとの丸括弧内は主務官庁。

¹⁰ イニシアチブとは、先導的なプロジェクトという意味で用いられる。

¹¹ 2003年4月17日に発表。行政管理予算庁ホームページ<<http://www.whitehouse.gov/omb/>>

¹² 表1の最下段のE-Authenticationは、4類型すべてに関係するイニシアチブである。

法律の制定

1 法案の審議

電子政府法案は、2001年5月1日にリーバーマン議員（民主党）¹⁴の発議で上院に、また同7月11日にターナー議員（民主党）の発議で下院に提出され、それぞれ上院の政府問題委員会と下院の政府改革委員会に付託された。これら二つの法案は、「大統領のマネージメント・アジェンダ」と目標を共有し、内容面でも基本的に矛盾点がなかった。さらに超党派の法案であったことから、上院と下院での審議に目立った争点はなく、概ね順調に推移した。法案審議の経過は、表2のとおりである。第107議会期も終盤の2002年11月15日に、下院の法案（H.R.2458）が下院と上院で可決され、12月17日に大統領の署名を得て公法律第107-347号が成立した。

表2 法案の審議経過

年月日	下院	上院
2001.5.1		上院法案(S.803)提出
7.11	下院法案(H.R.2458)提出	公聴会開催
2002.3.21		委員会による修正
6.27		上院通過
7.8	上院法案(S.803)受理	下院に送付
9.18	公聴会開催	
11.15	下院法案の修正、可決	下院法案可決
12.17	下院法案に大統領が署名、公法律第107-347号の成立	

法案の修正は、上院と下院でそれぞれ1回ずつ行われた。上院では、行政管理予算庁の要請により予算規模を縮小するために、電子政府基金の2002-2004各会計年度に2億ドルずつの歳出予算額を2003-2006会計年度に総額3億4500万ドルに減額し、また法案の柱のひとつであったオンライン・ナショナル・ライブラリー¹⁵を削除した。一方、下院では、上院による主な修正事項を下院の法案に盛り込むとともに、第 編の情報セキュリティを審議中の法案と差換えて補強し、また営業秘密に関する企業データを扱う第 編を新設するなど、きわめて大幅な修正を行った。さらに下院は、ブッシュ政権の意向¹⁶を汲んで、電子政府室に関する第101条の規定から大統領による室長の任命に必要とされた「上院に

¹³ electronic identity authentication systems

¹⁴ 上院政府問題委員会委員長（当時）、2004年の大統領選挙に出馬を表明

¹⁵ 第204条(c)項の規定により、その開発、拡張、保守の目的のために、全米科学基金(the National Science Foundation)と米国議会図書館に対し、2002会計年度にそれぞれ500万ドルずつ、その後の各会計年度においてもそれぞれ必要額の歳出予算化を承認するとした。

¹⁶ Todd Datz, "A more perfect union. E-Government Act of 2002 : the dollars, the layers, the hurdles,

よる助言と承認を得て」という文言を削除し、上院の関与を排除した。

2 法律の施行

この法律は、制定された 2002 年 12 月 17 日に緊急を要する一部の規定¹⁷が施行されたことを除き、第 402 条(a)項(1)号により制定の日から 120 日を経過した 2003 年 4 月 17 日に施行された。

その日に、電子政府室が行政管理予算庁のもとに開設され、電子政府室室長には大統領の指名により電子政府・情報技術担当次席次官であったマーク・フォーマンが就任した。ダニエルス長官は、電子政府イニシアチブがスタートする以前と対比して、「大統領の電子政府イニシアチブは、連邦政府に 21 世紀のスピードをもたらした。この新しい室は、オンラインで繋がる市民に対する一層重い責任と、米国の納税者に対する費用効率の改善を連邦政府に課すものである。」と述べた¹⁸。

電子政府法の施行は、「大統領のマネージメント・アジェンダ」を拠り所に既に実行に移された電子政府イニシアチブを含む各種の取組みに法的根拠を与え、今後の行程と財源を示すものである。この法律の施行日に発表された報告書「電子政府戦略」は、電子政府法を次のように総括している¹⁹。

- ◆ 電子政府室を創設し、そこに大統領が任命する室長を置くことにより行政管理予算庁の電子政府に関する指導的役割を法律に明記し、かつ拡大するもの
- ◆ 多数の電子政府イニシアチブ (E-Rulemaking, Geospatial One-stop, E-Records Management, E-Authentication, Disaster Management) に法的根拠を与え、ウェブ・ポータル FirstGov.gov を承認するもの
- ◆ 政府情報サービスの提供の改善に向け、情報技術の革新的な使用方法を見出すために、一般公衆、民間部門、非営利部門、さらには州・地方・部族の政府との間で行なっている現行の意見交換を後援するもの
- ◆ 連邦政府の電子的活動を可能とする行政管理予算庁が承認した情報技術関係のプロジェクトを援助するため、共通役務庁が管理する電子政府基金を設立するもの。

IV 法律の概要

1 法律の特色

the future.” *CIO Magazine*, Mar.1,2003

¹⁷ 第 402 条(a)項(2)号により第 207 条、第 214 条、第 215 条が、また同条(b)項により第 編、第 編が制定の日に施行された。

¹⁸ “New Office signals major step forward for President’s E-Government Initiatives,” for immediate release(2003.4.17)行政管理予算庁のホームページ <

<http://www.whitehouse.gov/omb/pubpress/2003-12.pdf> >

¹⁹ “E-Government strategy”の 3.7 The E-Government Act of 2002 (P.L.107-347) の項

米国の電子政府法は、連邦の行政機関と裁判所を適用範囲とし、インターネットその他の情報技術の特性を活かして、連邦政府の能力を高め、サービスの向上と内部処理の効率化を図るためのものである。

この法律の第2条の事実認識では、電子政府を財政、調達、人的資源などと並ぶ「連邦政府の運営における重要な要素の一」と位置づけ（第2条(a)項(6)号）、インターネット・ベースの情報技術を使用して連邦政府の能力を高めていくには、「強力な指導力、よりよい体制、行政機関間の協働の改善、及び行政機関による情報資源管理関係法規の遵守状況を監視していくこと」が必要であると記している（同(7)号）。

同じく第2条に掲げる電子政府の目的のなかには、米国の電子政府に独自の、あるいは米国と同程度に成熟度の高い電子政府に共通する課題が含まれている。それらの内容を次に紹介する。

- ◆ 電子政府室室長を置くこと（第2条(b)項(1)号）
- ◆ 市民サービスの改善と内部処理の効率化のための行政機関間の協働の推進（同(3)号）
- ◆ 企業及びその他の政府組織体のコストと負担の軽減（同(6)号）
- ◆ 個人のプライバシー、国家安全保障、記録の保存、障害者によるアクセス等に関する関係法規の遵守に留意しつつ連邦政府の情報サービスへのアクセスの強化を図ること（同(11)号）

上記4項目のうち、冒頭の二つを一括して強力な推進体制の確立として、第三番目の項目はその代表例である企業データの共有を、また第四番目は個人のプライバシー保護を取上げて、以下に米国の電子政府法の特徴の一端を紹介する。

(1) 強力な推進体制の確立

米国に限らず、電子政府サービスが単に政府情報を発信するだけの段階を脱し、顧客のニーズに合った、あるいは付加価値の付いたサービスの提供を目指すようになると、政府機関の間の事業協力と、それを遂行するための強力な推進体制の整備が課題となる。米国でも、本稿で紹介したように、クリントン政権の時代から推進体制の整備が求められてきた。とくに、本稿で取上げた、行政機関を横断する電子政府イニシアチブの発足により、これまで以上に強力な指導力が必要となった。

この法律では、大統領府行政管理予算庁のもとに電子政府室を創設し、大統領が任命する室長を置くこととし、また最高情報責任者協議会を置いて、電子政府室長が議長代理として協議会を主導する推進体制を確立した（以上、第101条）。

最高情報責任者協議会は、既に1996年に大統領令第13011号により設置されていたが、法律に基づく組織となり、各最高情報責任者の行政機関における責任と権限が明確に規定された（第202条、第301条ほか）。

以上のほか、電子政府基金を設けて、先進的なプロジェクトの推進を援助するための財源を確保した（第101条）。

なお、以上の推進体制は、あくまでも行政府の内部に止まるものである。連邦の裁判所については、三権分立の原理に従い、合衆国最高裁判所長官を中心とする推進体制がとられている（第 205 条）。行政府内にあっても、国防総省、中央情報局などの国家安全保障関係の情報システム、及び連邦全体の情報セキュリティに関し、行政管理予算庁の指導力は及ばない（第 301 条ほか）。

(2) コストと負担の軽減

電子政府は、連邦政府の業務の重複と無駄を省き、合理化と効率化を推進するものでもある。その代表例として、商務省国勢調査局、同経済分析局及び労働省労働統計局による企業データの共有がある。この法律は、上記 3 機関を指定統計機関と定め、それらの間で企業データを共有すること、さらに、契約を締結することにより、識別可能な形態の企業データについても共有を可能とした（以上、第 522 条、第 524 条）。

これにより、企業側は、複数の指定統計機関に同一データを重複して提出する負担が軽減される。他方、指定統計機関も、同一のデータを請求し、処理する重複作業が不要となることから、会計検査院は、2、3 年後には年間 1000 万ドルの経費節減が見込まれるとしている²⁰。

(3) 個人のプライバシー保護

電子政府に関する米国の市民の利用調査から、回答者の半数近くが、電子政府の利便性の向上に期待を寄せているが、その反面、それらの者は、政府のウェブ・サイトに提出した個人情報の共有、第三者機関による流用など、個人のプライバシーの侵害に不安をもっていることが明らかになった²¹。

この法律のプライバシー規定（第 208 条）は、個人の身元を直接的、間接的に推測可能とする情報を新規に収集する場合、又は関連した情報技術の開発と調達に当たり、事前のプライバシー影響評価の実施を義務付けている。また、この第 208 条以外の多くの規定に、プライバシー保護に関する文言又は 1974 年プライバシー法（合衆国法典第 5 編第 552a 条）の遵守が盛り込まれている。

ただし、1974 年プライバシー法については、行政機関による通常的な使用に限り、適用が除外されて個人情報の共有が認められている。電子政府は大量なデータ収集を伴うことから、個人情報の大幅な流用の発生が、一部で懸念されている²²。

2 各編の概要

²⁰ 2002 年 10 月 9 日、下院、政府改革委員会での証言による。

²¹ 世論調査団体 Hart-Teeter が 2003 年 4 月 14 日に発表した調査結果報告書“The new e-government equation : ease, engagement, privacy and protection”による。Council for Excellence in Government のホームページ<<http://excelgov.xigroup.com/displayContent.asp?Keyword=pppHomePage>>

²² Todd Datz, “A more perfect union : the E-Government Act of 2002” CIO Magazine(2003.3.1)最高情

この法律は、第1条から第526条までの、全5編40条から構成される。以下に、本稿の末尾に付した「条文目次」に沿って概要を説明する。

第 編 行政管理予算庁電子政府サービス

この編は、行政管理予算庁による電子政府の推進体制、財源などを扱う組織法としての性格をもつ。行政管理予算庁のもとに電子政府室を設置し、また電子政府基金を開設する。

第 編 連邦政府による電子政府サービスの管理及び推進

連邦機関の責務条項と、電子政府の能力を強化するための施策を掲げる。

行政機関の長の責務条項のなかには、プロジェクトの策定に当たり、インターネットにアクセスできない人々による政府サービスの利用を改善するための代替策、及び障害者のアクセスを容易とするための対応策を1973年リハビリテーション法第508条に従い講じなければならないという規定が含まれている（以上、第202条(c)項、同(d)項）。

連邦政府のインターネット・ポータル FirstGov については、これをさらに市民中心型に改善するための設計と運用の基準を定め（第204条）他方、連邦の裁判所については、FirstGov とは別に、各裁判所ごとにウェブ・サイトを開設するための設計と運用の基準、合衆国最高裁判所長官を中心とする推進体制などを定めている（第205条）。

市民に対するサービスの向上に資する規定としては、政府情報のカテゴリー化、保存、アクセスのための規準の検討等に関する規定（第207条）、プライバシー規定（第208条）地域技術センターに関する調査研究（第213条）、インターネット・アクセスの格差が連邦政府のオンライン・サービスに与える影響等に関する調査研究（第215条）などがある。

その他、電子署名（第203条）、情報技術の人材開発（第209条）、貯蓄金共有イニシアチブ²³（第210条）、州、地方政府の連邦政府調達への参加（第211条）、地理情報システムの共通プロトコルの開発（第216条）などがある。

以上のうち、第209条に含まれる官民の情報技術交流プログラム（第209条(c)項）は制定の日から5年間の、また貯蓄金共有イニシアチブ（第210条）は、2005年9月30日までの時限立法である。前者については、民間企業から行政機関に派遣された者が派遣元の企業にとって経済的価値のある他社の企業秘密等にアクセスし、漏示する危険性、及び官民癒着の発生が懸念されている。後者は、情報技術分野で、連邦レベルの実績がほとんどない契約方式²⁴の普及を図るプロジェクトで、年間5件以内に限定して実施する。この条を履

報責任者協議会ホームページ<<http://www.cio.com/archive/030103/union.html>>

²³ Share-in-savings initiatives

savings（貯蓄金）とは、行政機関に対する財政上の留保又は歳入の増加（連邦政府所管の手数料、税金、債務、債券その他の徴収による歳入の増加を除く。）を含む行政機関により実現された一時的な貯蓄金若しくはその他の利得をいう（合衆国法典第10編第2332条(c)項(2)号、1949年連邦財産及び行政サービス法第317条(c)項(2)号）。

²⁴ 民間の契約者がプロジェクトの前金を支払い、行政機関は前金を支払うことなく調達ができる契約であって、契約者はプロジェクトから派生した貯蓄金から払戻しを受けることができるとするもの（第210条）。

行するために連邦調達規定(Federal Acquisition Regulation)の一部改正を必要とする。会計検査院は、連邦政府による実施は、きわめて困難であるとの見解を示している²⁵。

第 編 情報セキュリティ

この編は、国家安全保障まで含めた連邦の情報と情報システムを不正アクセス、流用、漏示、妨害、改ざん又は破壊から防護するための規準及び指針に関する包括的な規定である。

国家安全保障関係の情報システムを除き、連邦政府の情報システムに適用される規準と指針の策定は、商務長官がその命令権限を有する。ただし、大統領が公衆の利益にかなうものであると判断したときは、大統領の拒否権又は修正の権限が行使される。国家安全保障関係の規準及び指針は、一般の情報システムのものとは別に、大統領令等に従い、規定され、執行され、監視される(第 302 条)。

なお、この編は、国土安全保障法第 編と同一の法案をベースとし²⁶、ほとんど同一のものと見なされ、この編が施行されている間、国土安全保障法第 編は適用してはならないと定められている(第 301 条)。

第 編 歳出予算権限の授権及び発効日

歳出予算権限の授権及び発効日に関する規定である。

第 編 機密情報の保護及び統計業務の効率化

この編は、総則的な規定(第 501 条～第 503 条)と A、B 二つの部から構成される。

総則的規定のうち、第 503 条では、行政管理予算庁長官は、この編で定める守秘義務と開示の政策を調整し、監視しなければならないとしている。

A 部は、行政機関が機密保持の誓約のもとに収集した統計情報の保護を扱う。統計情報の提供者の同意を得ずに統計以外の目的のために個人の識別が可能な形態で当該情報を開示してはならないとし、職務上知りえた情報を故意に漏示した者に対する科料と刑罰が定められている。

B 部は、統計業務の効率化を図るための情報共有を扱う。商務省国勢調査局、同経済分析局及び労働省労働統計局を指定統計機関と定め、3 機関の間で企業データを共有することによりデータ請求の重複作業を排除して業務の合理化を図り、企業側のデータ提出に係る負担を軽減する。さらに、指定統計機関の間で契約を締結することにより、識別可能な形態の企業データについても共有を可能とした(以上、第 522 条、第 524 条)。

(a)項、合衆国法典第 10 編第 2332 条(a)項の要約)

²⁵Gail Repsher Emery, "GAO : Share-in-savings motivates, but tough to do." Washington Technology (2003.3.6) <

<http://www.washingtontechnology.com/cgi-bin/udt/im.display.printable?client.id=wtdaily-test&story.id=20194>>

²⁶ 2002 年 3 月 5 日にトム・デビス議員の発議で提案された「2002 年連邦情報セキュリティ法案 (HR.3844)」がベースとなった。

おわりに

法案が連邦議会上院に提出されてから施行されるまでの2年間に、米国の電子政府は、長足の進歩を遂げた。「大統領のマネージメント・アジェンダ」を拠り所に、行政機関の壁を打ち破り電子政府イニシアチブを立ち上げて推進したその成果は、電子政府のウェブ・サイト e-gov²⁷で確認することができる。電子政府法の制定により、米国の電子政府がさらなる発展を遂げることが期待されている。

連邦政府は、まもなく連邦公務員の高齢化に伴う人的資源の危機に直面する。情報技術分野に限ると、2006年頃には関係職員の半数以上が退職可能な年齢に達すると言われている²⁸。該当者全員が即座に退職することはないとしても、数年の間に大量の退職者が出ることは避けられず、連邦政府は否応無く大幅なダウンサイジングとそれを補うためのアウトソーシングを余儀なくされる。そのように考えると、電子政府による内部処理の合理化と効率化は、きわめて緊急かつ重要な課題である。

ブッシュ大統領がこの法律の制定に当たって発表したステートメントにある「市民中心、成果志向、市場ベース」という行政運営改革の原則を掲げて、電子政府の推進は、いよいよ正念場を迎えようとしている。

²⁷<http://www.whitehouse.gov/omb/egov/>

²⁸ 2002年デジタル技術部隊法案(H.R.3925)第2条の事実認識による。

(付)

電子政府法 条文目次

第1条	略称；目次		
第2条	事実認識及び目的		
第 編	行政管理予算庁電子政府サービス	第 編	情報セキュリティ
第101条	電子政府サービスの管理及び推進	第301条	情報セキュリティ
第102条	調整的改正	第302条	情報技術の管理
第 編	連邦政府による電子政府サービスの管理及び推進	第303条	国立標準技術院
第201条	定義	第304条	情報セキュリティ・プライバシー諮問委員会
第202条	連邦機関の責務	第305条	技術的及び調整的改正
第203条	執行機関による電子署名の使用及び受理方法の互換性	第 編	歳出予算権限の授権及び発効日
第204条	連邦インターネット・ポータル	第401条	歳出予算権限の授権
第205条	連邦の裁判所	第402条	発効日
第206条	規制機関	第 編	機密情報の保護及び統計業務の効率化
第207条	政府情報のアクセスの容易性、有用性及び保存	第501条	略称
第208条	プライバシー規定	第502条	定義
第209条	連邦の情報技術人材開発	第503条	政策の調整及び監督
第210条	貯蓄金共有イニシアチブ	第504条	他の法律への影響
第211条	連邦供給表による政府調達への州及び地方政府の参加の許可	A部	機密情報の保護
第212条	報告統合化に関する調査及びパイロット事業	第511条	事実認識及び目的
第213条	地域技術センター	第512条	データ及び情報の使用及び開示に関する制限
第214条	高度な情報技術による危機管理の改善	第513条	科料及び刑罰
第215条	インターネットアクセスの格差是正	B部	統計業務の効率化
第216条	地理情報システムの共通プロトコール	第521条	事実認識及び目的
		第522条	統計機関の指定
		第523条	指定統計機関の責任
		第524条	指定統計機関の企業データの共有
		第525条	指定統計機関から提供される企業データの使用制限
		第526条	調整的改正